■開示請求する保有個人情報の文例について

◎労働基準監督署が労災保険の給付の決定を行った際に作成した調査内容を確認したい場合

労働基準監督署が労災給付の決定を行うにあたり調査を実施した時には、調査内容・結果を取りまとめた行政文書（調査結果復命書）を作成していますので、こちらを開示請求してください。

（後遺障害の程度を認定するための復命書）
令和〇年〇月〇日付けで、〇〇労働基準監督署長が、私の障害補償給付の等級決定を行った際に同労働基準監督署で作成された調査結果復命書（添付書類が必要な場合は「及び添付書類」と追記）

（労働者（故人）の労災請求に対する労災保険給付の決定に関わる復命書）
私の亡夫〇〇〇〇の石綿による疾病に関わる労災請求に対して、〇〇労働基準監督署長が業務上と決定する際に同労働基準監督署で作成された調査結果復命書及び添付書類

（労働者の疾病（精神疾患）の労災請求に対する労災保険給付の決定に関わる復命書）
私の精神疾患に関わる労災請求に対して、〇〇労働基準監督署長が業務上と決定する際に同労働基準監督署で作成された精神障害の業務起因性判断のための調査結果復命書及び添付書類

◎診療費請求内訳書（レセプト）にある診療費・薬剤費の金額等を確認したい場合

北海道労働局が保有するのは北海道内の労災指定病院・薬局から北海道労働局に請求されたレセプトであり、北海道外の労災指定病院で治療した場合には、当該病院を管轄する労働局に開示請求をしてください。

（レセプト：労災指定医療機関の病院の診療費請求内訳書）
私が令和〇年〇月〇日に業務中に負傷した件について、北海道内の労災指定病院）から送付されたレセプト

（レセプト：薬剤費分も必要な場合の診療費請求内訳書）
私が令和〇年〇月〇日に業務中に負傷した件について、北海道内の労災指定病院及び指定薬局から送付されたレセプト

◎請求人が負傷した労働災害について、労働基準監督署が災害の状況や原因の調査を行った結果を取りまとめた関係書類の内容を確認したい場合

労働災害を契機として、労働基準監督署の職員が事業場に対する調査を行い、その結果を取りまとめた行政文書としては、一般的に災害調査復命書と災害時監督復命書があります。

二つの文書の違いは、前者が死亡災害又は重篤な労働災害が発生した場合に、同種の労働災害の再発を防止するために作成されるもの、後者は労働者死傷病報告等に基づき、事業主に何らかの労働安全衛生法令等違反があると想定される場合に、法令違反を是正させるために作成されるものということになります。

また、事業場に対して安全衛生に関する調査・指導を行ったときに、その結果を取りまとめた行政文書として「安全衛生指導復命書」があります。

（災害調査復命書）

私が令和〇年〇月〇日に勤務先で負傷して 6 カ月以上休業した件について、〇〇労働基準監督署が災害発生状況や発生原因の調査を行い、その結果等を取りまとめた災害調査復命書及び添付書類。（勤務先の会社名：〇〇株式会社）

（災害時監督復命書）

私が令和〇年〇月〇に負傷した労働災害の件で、〇〇労働基準監督署が勤務先への臨検を通して把握した安全管理上の問題点について、改善指導を行った結果を取りまとめた災害時監督復命書及び添付書類。（勤務先の会社名：〇〇株式会社）

（安全衛生指導復命書）

私が令和〇年〇月〇日にメンタル疾患を発症した件で、〇〇労働基準監督署が勤務先への調査を通し
て把握した労働衛生管理体制上の問題点について、改善指導を行った結果を取りまとめた安全衛生指導復命書及び添付書類。（勤務先の会社名：〇〇株式会社）

◎請求人が負傷した労働災害について、勤務先の会社が労働基準監督署に報告した内容を確認したい場合

業務による負傷や疾病が休業（見込みを含む。）を伴うような程度である場合には、勤務先の会社は労働基準監督署長に災害発生状況に関わる報告（労働者死傷病報告）を行なうことが義務付けられていますので、こちらを開示請求してください。

（労働者死傷病報告）
私が令和〇年〇月〇日に業務中の負傷により休業した件について、勤務先の会社が〇〇労働基準監督署長宛に提出した労働者死傷病報告。（勤務先の会社名：〇〇株式会社〇〇支店）

◎請求人が勤務する会社の労働時間等労働条件のことで、労働基準監督署へ申告したことにより、同監督署が対象事業場へ行った処理内容等を確認したい場合

労働基準関係法令では、労働者が会社に同法令の違反があると判断した場合には、労働基準監督官に申告することが出来るとしています。労働基準監督官は申告を受けて、会社への臨検により是正指導等を行った場合に「申告処理台帳」が作成されていますので、こちらを開示請求してください。

（申告処理台帳）
令和〇年〇月頃、私が勤務する会社の労働時間のことで、〇〇労働基準監督署へ申告した結果、同労働基準監督署で作成された申告処理台帳・続紙、添付資料。（勤務先の会社名：〇〇株式会社〇〇支店）

◎請求人が北海道労働局や労働基準監督署の総合労働相談コーナーで相談した内容を確認したい場合

法令の簡単な説明などで終了した場合以外は、「労働相談票」という行政文書を作成していますので、こちらを開示請求してください。

（労働相談票）
令和〇年〇月から同年〇月にかけて、私が〇〇労働基準監督署において、労働条件に関する相談を行った際に作成された労働相談票及び添付書類。

◎請求人が求職活動を行うのに、公共職業安定所において職業相談を行ったときの記録を確認したい場合

（職業相談記録）
令和〇年〇月から同年〇月にかけて、私が〇〇公共職業安定所において行った職業相談記録等の窓口業務対応記録一式。

（参考）労災関係の復命書の名称（一部）

・精神障害の業務起因性判断のための調査復命書　・後遺障害の程度を認定するための調査結果復命書　・遺族補償年金・一時金支給請求に対する補償給付実地調査復命書

・第三者行為災害調査復命書（業務災害・通勤災害）（交通事故・交通事故以外）

・業務上外の決定に係る補償給付実地調査復命書　・脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書

・移送費（通院費）支給の可否に係る補償給付実地調査復命書　・その他の傷病等（追加傷病〇〇〇病）に係る業務上外についての補償給付実地調査復命書　・騒音性難聴に係る業務上外及び障害認定についての調査結果復命書　・石綿による疾病の業務上外の認定のための調査結果復命書　・休業補償給付請求に対する休業の必要性に係る補償給付実地調査復命書　・傷病補償年金の可否に係る調査結果復命書　・平均賃金決定調査復命書